



## 法人設立・設置届出書の記載要領

法人を設立した場合には、その設立の日以後2か月以内（都税事務所においては15日以内、市町村においてはそれぞれの定める期間内）に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長、所管都税事務所長（島しょにおいては支庁長。以下同じです。）及び市町村長に提出しなければならないことになっております。

また、本店移転や支店等の設置により東京都内に初めて事務所等を設置した場合には、その設置の日以後15日以内（市町村においてはそれぞれの定める期間内）に法人設置届出書を納税地の所管都税事務所長及び市町村長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて各機関に提出してください（各機関に既に設立又は設置の届出をしている法人が、さらに支店を設置する等の既届出内容を変更する場合は、異動届出書を使用してください。）。

### 記

#### 1 提出部数及び添付書類

**この届出書は、次に掲げる書類を提出機関ごとに1通添付して提出してください。ただし、②については税務署への提出は必要ありません。**

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は、税務署提出用が2通必要となります。

また、市町村提出分（その3）は、支店等の存する市町村ごとに各1通必要となります。

① 定款、寄附行為、規則又は規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の写し

② 設立の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

（注） 都税事務所長に届け出る場合は、オンライン登記情報提供制度が利用できます。

また、オンライン登記情報提供制度が利用できる市町村もありますので、事前に提出先へ確認してください。

「オンライン登記情報提供制度」（<https://www1.touki.or.jp>）を利用する場合には、「照会番号」欄及び「発行年月日」欄をそれぞれ記載してください。この場合には、登記事項証明書等の添付は不要です。なお、提出先ごとに照会番号が必要となります。

#### 2 各欄の記載方法

(1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄（都税事務所提出用は記載不要です。）には、その代表者の住所地を記載してください。

(4) 「送付先・連絡先」欄には、該当する□にレ印を付し、当該所在地を記載してください。なお、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の住所を送付先とする場合には当該所在地欄の記載は不要です。

(5) 「設立・設置年月日」欄には、設立・設置のいずれかを○で囲み、設立の場合には登記簿に記載されている設立登記年月日を、設置の場合には都内（市町村内）に初めて事務所等を設置した年月日を記載してください。

（注） 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

(6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

(7) 「資本金又は出資金の額」欄には、設立時に登記した又は設置時に登記されている、資本金の額又は出資金の額を記載し、「資本金等の額」欄には、法人税法施行令第8条に規定する資本金等の額を記載してください。

(8) 「地方税の申告期限の延長の処分（承認）の有無」欄には、都内（市町村内）に初めて事務所等を設置した場合に、既に地方税法第72条の25第3項及び第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含みます。）並びに法人税法第75条の2（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、「有」を○で囲み、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。

(9) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記載してください（都税事務所及び市町村提出用は記載不要です。）。

なお、この欄に設立年月日を記載した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書（第10-（2）号様式）」を提出する必要はありません。

（注） 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(10) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

（裏面に続く）

(11)

(12)

(13)

12 10

12

(14)

12

12 11 (

12 14

(15) ( )

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)